

令和元年東日本台風 関連情報
福島県義援金及び郡山市義援金の
第三次配分について



ターゲット 13.1

令和2年8月11日
郡山市保健福祉部
保健福祉総務課
担当：渡邊 皓重
TEL：924-3822

SDGs ターゲット 13.1 「すべての国々において、気候変動に起因する危険や自然災害に対するレジリエンスおよび適応力を強化する。」

8月11日に開催した「令和2年度第1回郡山市災害義援金配分委員会（委員長：菅野副市長）」において、郡山市災害義援金の第三次配分について、以下のとおり決定しました。
今後、福島県義援金の第三次配分額と併せて、対象者の皆様へお渡しいたします。

1 配分額（配分単位：世帯）

⇒福島県災害義援金と同じ配分比率にて算出

(単位：円)

	対象件数	福島県			郡山市			一人（世帯）当たりの配分額		
		第一次・第二次	第三次	合計	第一次・第二次	第三次	合計	第一次・第二次	第三次	合計
死亡・行方不明者	3	420,000	120,000	540,000	14,400	2,400	16,800	434,400	122,400	556,800
重傷者	0	210,000	60,000	270,000	7,200	1,200	8,400	217,200	61,200	278,400
全壊	632	420,000	120,000	540,000	14,400	2,400	16,800	434,400	122,400	556,800
半壊 (大規模半壊含む)	3,871	210,000	60,000	270,000	7,200	1,200	8,400	217,200	61,200	278,400
一部損壊（準半壊） 及び床上浸水	6	105,000	30,000	135,000	3,600	600	4,200	108,600	30,600	139,200
一部損壊 (10%未満)	2,029	52,500	15,000	67,500	1,800	300	2,100	54,300	15,300	69,600

※郡山市義援金の総額 50,338,150 円で、今回の留保額 2,867,650 円。

(令和2年8月11日現在)

※対象件数：令和2年8月11日現在の「被災者生活再建支援システム」ベース。

2 申請及び配分方法

「郡山市災害見舞金」及び「郡山市被災者生活支援特別給付金」の支給申請書と兼用とし、申請受付開始時から受付しています。

●既に申請され、「郡山市災害見舞金」、「郡山市被災者生活支援特別給付金」及び「義援金（第一次・第二次配分）」を受給済の方

⇒「義援金（第三次配分）」について、8月21日に指定口座に振り込みます。

●今後申請される方

⇒「郡山市災害見舞金」及び「郡山市被災者生活支援特別給付金」と併せて、「義援金」については、第一次～第三次の配分額を合算した金額を、指定口座に振り込みます。